

再 評 価 書

事業名	二級河川相川		事業区分	広域基幹河川改修	室 名	河川室
事業概要	工 期 (下段：H13)	H3年～ H45年	全体事業費 (下段：H13)	169.0億円(負担率：国 50：県 50：他 0)		
		H3年～ H45年		169.3億円(負担率：国 50：県 50：他 0)		
事業目的及び内容						
<p>相川流域は、古くは伊勢街道を初め、現在でも国道 23 号、165 号、伊勢自動車道、JR 紀勢本線、近鉄名古屋線という主要交通幹線が流域内を横断する交通の要衝で、古い歴史を持っております。</p> <p>現在の土地利用は宅地と農地（水田）が主体となっておりますが、流域内の約 50%が市街化区域で、年々宅地化が進行してきております。</p> <p>現況の河道は、狭いところでは 1 年から 2 年に 1 回の洪水を流す能力しか確保できておらず、大雨の時には氾濫するおそれがあります。</p> <p>このため、氾濫による家屋や事業所、水田の浸水被害を防止するため、川を拡げ、護岸を整備する改修計画を立て、平成 3 年度に事業着手いたしました。</p> <p>事業の範囲は相川と南から合流する支川天神川で、 相川 築堤工 L=7,122m、護岸工 L=11,862m、掘削工 V=49 万 m³、橋梁 16 基、堰 2 基 天神川 築堤工 L=2,634m、護岸工 L=3,134m、掘削工 V=5 万 m³、橋梁 12 基、堰 1 基 となっております。</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 12 年度に再評価を実施しまして、その後 5 年を経過して事業継続中ですので、三重県公共事業再評価実施要項第 2 条に基づき、再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>平成 3 年度事業に着手し、平成 6 年度には工事に着手いたしました。</p> <p>その後、改修事業は下流より順次進めてきております。</p> <p>現在、事業費ベースで 29.3%、用地取得は 28.5%が完了しております。</p> <p>相川工区では、現在下流部の起業地の獲得に努めております。また、下流部について築堤工事に着手しており、今後整備が進むにつれて効果が発現します。</p> <p>天神川工区では、相川との合流点から市道塔世橋南郊線までの約 800m がほぼ完了しており、堤防及び護岸を整備することで洪水氾濫を防いでおります。</p> <p>現状での課題は、川幅が狭くなっている中流域、人家連帯区域の用地買収の早期完了及び事業着手と JR 紀勢線相川橋梁及び天神川橋梁の改良が挙げられます。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>自然環境に対する意識の高まり</p> <p>自然環境に対する意識がより高まってきており、河川空間の自然環境を保全、再生する社会的な要請に基づき、自然環境に配慮した護岸工法に見直しました。見直しについては、県の策定した「自然に配慮した川づくりの手引き（案）」に基づき、学識経験者等の先生方からなる多自然型川づくり検討会を立ち上げ、その検討会で出された意見を基に見直しを行っております。</p> <p>財政状況の変化</p> <p>厳しい財政状況下にあることから、コスト縮減について鋭意努力していきます。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4 - 1 費用対効果分析

平成 13 年度に行いました再評価時には、費用対投資効果分析結果は 9.8 でしたが、計画を見直した現時点では 10.7 となりました。

前回再評価時からの変化の原因は、コスト縮減効果と流域内の資産増加（宅地化の進行）によるためです。

- ・ コスト縮減の内容

練石積護岸工を環境保全型ブロック積工への変更による減 28.9 百万円

4 - 2 地元意向

地元では河川改修の進捗を強く希望しており、「相川水系治水事業期成同盟会」「相川水系治水事業促進協議会」が結成されており、河川改修早期実現の要請が出されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5 - 1 コスト縮減

今後、工法の工夫や新技術、新工法の導入などにより、コスト縮減に努めていきます。

5 - 2 代替案

下流より河道改修による河積拡大で治水安全度を高める工法で整備を進めてきています。代替案として考えられるのは、ダムや遊水池等によって洪水を一時貯留する方法ですが、適地がないうえ、河道で流す洪水流量を減らすために遊水池を設置する場合、複数箇所を設置しなければなりません。これは流域の 50% が市街化区域であることから判断すると、この地域の土地利用に著しい制約が生じることになり、今後の地域の発展に影響を及ぼす可能性があります。これらのことから、相川水系では川を拡げることで氾濫を防止する対策案を採用しています。

再 評 価 の 経 緯

当事業は、平成 12 年度に答申された再評価委員会の意見に対する対応を次の通り行っています。

- ・さらなるコスト縮減に努めるよう要望する

平成 12 年評価時に指摘を受けたコスト縮減について護岸工法を見直し、全体事業費を圧縮したことで宅地化の進行による氾濫原内の資産増高により、B / C は前回再評価時（平成 12 年）よりも高くなっています。

今後、工法の工夫や新技術、新工法の導入などにより、コスト縮減に努めていきます。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要項第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えております。